

立川市居住支援協議会の活動について

1 会議の開催

(1) 令和3年度

①協議会設立準備会（8月4日）

〔議題〕 スケジュール、設置方針、会則、役員の選出、会議公開の可否、
本年度及び来年度以降の活動 ほか

②協議会設立総会（9月27日）

〔議題〕 会則・要綱の制定、役員の選出、協議会の活動、令和3年度予算、
各団体の課題 ほか

(2) 令和4年度以降

①定期総会（5月中旬）

〔議題〕 前年度事業報告、前年度市決算報告、当年度事業計画、当年度市予算報告、
翌年度市予算措置事業の協議 ほか

②協議会（10月中旬～11月中旬）

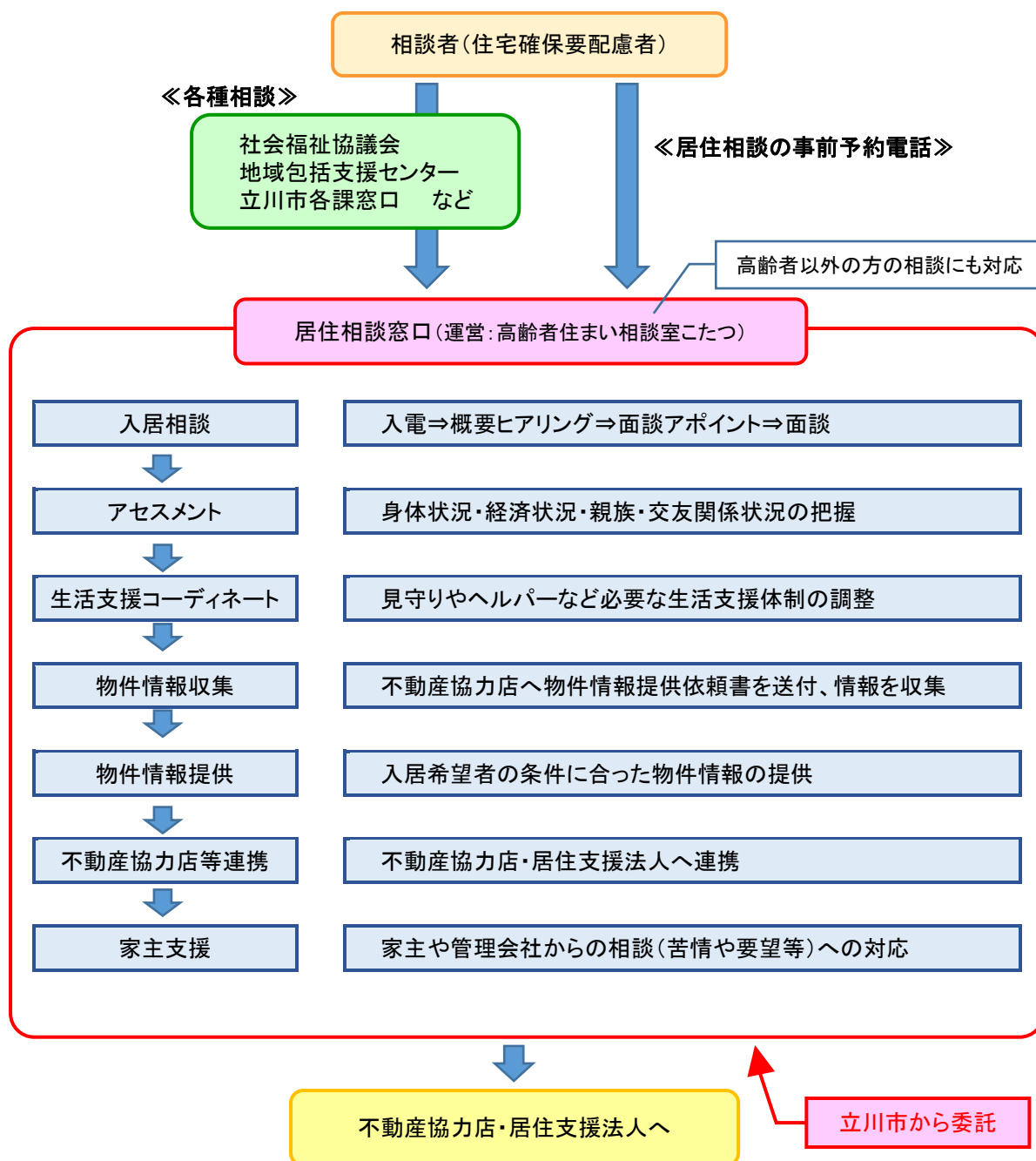
〔議題〕 当年度事業の進捗状況報告、各団体の課題協議 ほか

2 居住相談窓口の開設〔立川市委託事業〕

(1) 開設時期	令和3年10月
(2) 窓口愛称	「みんなの住まいサポートたちかわ」 ・令和3年8月に立川市居住支援協議会設立準備会委員（協議会会員） の投票により愛称を決定
(3) 相談日時	毎週木曜日（祝日・年末年始を除く） ①13:30～14:15 ②14:45～15:30 ③16:00～16:45
(4) 相談会場	・立川市役所本庁舎3階打合せコーナー①番（原則） ・相談者の状況・希望等により、相談者宅の近隣の公共施設、相談窓口 運営団体の事業所、相談者宅での相談も可。
(5) 相談料	無料
(6) 定 員	1日3組（申込順）
(7) 申込方法	前日までに居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」（相談窓口 運営団体）へ直接電話により予約〔事前予約制〕 ・電話番号：042-520-8006 （受付時間：平日の9:00～17:00） ・電話による申込が困難な場合は、FAXによる申込受付 FAX番号：042-520-6445 ※10月1日より受付開始
(8) 開設日数	25日（令和3年度）／50日（令和4年度以降）
(9) 物件情報	不動産協力店と連携し、入居希望者の条件に合った物件情報を提供

○ 令和4年度以降も継続予定

《居住相談窓口業務のフロー》



3 居住支援セミナーの開催〔立川市委託事業〕

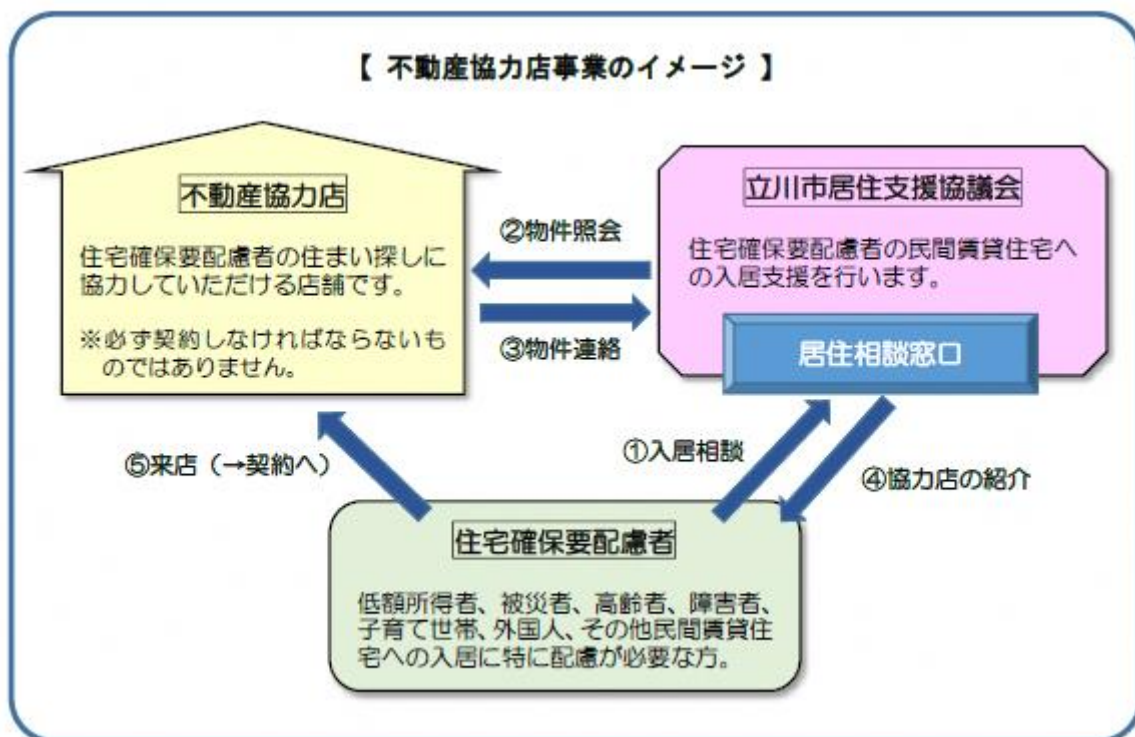
(1) 開催日時	令和3年12月17日（金） 午前10時より
(2) 開催会場	立川市役所本庁舎 1階 101会議室
(3) 主な対象	立川市内の不動産関係団体
(4) 内 容	住宅セーフティネット制度の周知、普及・啓発を目的としたもの 講師・テーマ等詳細は今後調整予定
(5) 参加料等	参加料・入場料 無料
(6) 申 込 み	事前申込みが必要
(7) 開催方法	対面方式及びオンライン方式による開催

○ 令和4年度以降も継続予定

上記2・3の業務委託契約の相手方

一般社団法人 高齢者住まい相談室こたつ

4 不動産協力店事業の実施



(1) 不動産協力店

「不動産協力店」とは、居住支援協議会の活動趣旨に賛同し、居住相談窓口と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する立川市内の不動産店で、協力店登録簿に登録された不動産店をいう。

(2) 登録の条件

- ① 立川市居住支援協議会の趣旨に賛同していること。
- ② 「公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部」又は「公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部」に所属している立川市内の不動産事業者であること。
- ③ 次のいずれかに該当しないこと。
 - ・ 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
 - ・ 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者
 - ・ 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に登録申請を行っている者
 - ・ 登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない者
 - ・ 立川市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者（暴力団、暴力団員、暴力団関係者）

(3) 登録の手続き

- ① 登録希望の不動産店から協議会事務局（市住宅課）へ「登録申請書」を電子メール又は郵送により提出する。
 - ② 協議会事務局で協力店登録簿に登録する（随時登録）。
 - ③ 協議会事務局から協力店へ「登録通知書」と「不動産協力店ステッカー」（店舗名、登録整理番号を記載）を電子メールにより送付する。
 - ④ 協力店において、「不動産協力店ステッカー」を印刷して店頭に掲示する。
 - ⑤ 協議会事務局において、協力店の店舗名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号等の情報を立川市ホームページに掲載する（随時更新）。
 - 〔当該店舗のPR、イメージアップに貢献〕
- ※ 登録内容に変更が生じた場合は、協力店において「登録申請書」に必要事項（変更箇所）を記入し、協議会事務局へ提出する。



【不動産協力店ステッカー】

令和3年8月4日の立川市居住支援協議会設立準備会において、設立準備会委員（協議会会員）の投票によりステッカー図案を決定。

(4) 居住相談窓口との連携

- ① 協議会事務局から居住相談窓口へ協力店登録簿の情報を送付（登録簿更新の都度送付）する。
- ② 相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等をFAX・電子メール等により連絡する。
- ③ 協力店は、紹介できる物件がある場合には、その旨を相談窓口に連絡する。
〔該当物件がない場合は、ここで終了〕
- ④ 相談窓口と当該協力店で調整のうえ、相談窓口から相談者に当該協力店を紹介する。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接訪問する（相談窓口担当者が同行する場合あり）。

(5) その他

- ・ 協力店登録や物件紹介に対する報奨金等の支払いなし
- ・ 居住相談窓口での相談を介さず直接問い合わせることも可能
→ しかし、居住相談を経れば、より適した物件を探すことも期待でき、居住支援・生活支援サービスの案内等も受けられる。
- ・ 令和4年度以降も継続予定

5 活動の周知

(1) 広報たちかわ

- ・ 令和3年9月10日号に次の記事を掲載
①居住支援協議会の設立 ②居住相談窓口の開設 ③不動産協力店の募集
- ・ 令和3年11月10日号に次の記事を掲載予定
居住支援セミナー開催・参加者募集

(2) 立川市ホームページ

- ・ 令和3年9月7日に「居住支援」のページを開設
ホーム > くらし・環境 > 住まい > 居住支援
- ・ 次の記事を掲載
①居住支援協議会（案内） ②居住相談窓口（案内） ③不動産協力店（募集）
④不動産協力店（紹介） ⑤居住支援協議会（会議の公開）
※ 令和3年8月4日開催の居住支援協議会設立準備会において、準備会委員（協議会会員）全員のご了承のもと、協議会設立前の9月7日から不動産協力店を募集中。
- ・ 今後の掲載予定
①居住支援協議会設立総会（議事要旨・会議資料の公開）
②居住支援セミナー（開催案内）

(3) 事業案内パンフレット・チラシ

- ・ 居住相談窓口・不動産協力店等を周知するためのパンフレット・チラシを作成予定
- ・ 関係機関の窓口等に設置依頼
- ・ 立川市委託事業の中での対応

《立川市居住支援協議会 事業全体の実施体制図》

